

要綱

(趣旨)

第1条 市立函館病院における悪性腫瘍（以下「がん」という）に関する事項およびがん診療連携拠点病院としての役割・使命に則して総合的な検討を行い、がん診療、安全性の向上および患者への支援を目的に市立函館病院がん診療の向上に関する実務委員会を改め、市立函館病院がん診療委員会（以下「がん委員会」という）を設置する。

(機構)

第2条 前条の目的を円滑に行うために、下記の委員会をがん委員会の元に設置する。

- (1) 院内がん登録委員会
- (2) 緩和ケア委員会
- (3) 化学療法運営委員会

(組織)

第3条 がん委員会には、委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、がん委員会を代表し会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときはその職務を代理する。

第4条 がん委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 委員長が指名する医師
- (2) 委員長が指名する看護師
- (3) 委員長が指名する医療技術者
- (4) 委員長が指名する事務職員
- (5) 委員長が指名するその他の職員

(所掌事務)

第5条 がん委員会は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) がん診療に関する事項
- (2) 院内および地域がん登録に関する事項

- (3) がん治療成績の公表に関する事項
- (4) 緩和ケアに関する事項
- (5) 院内がん診療技術に関する事項
- (6) がん相談支援センターに関する事項
- (7) がんに関わる医療従事者の研修に関する事項
- (8) その他がん診療に関する事項

(会議)

第6条 がん委員会は、委員長が召集する。

- 2 がん委員会は、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 がん委員会は、委員長が議長を務める。
- 4 がん委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。会議の議事は出席者の過半数を以て可決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 5 委員長が必要あるときは、委員以外の者を出席させ意見もしくは説明を聞き、またはそれらの資料の提出を求めることができる。

(運営)

第7条 がん委員会の庶務は、事務局地域連携課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めたもののほか、がん委員会の運営に関して必要な事項は、委員長ががん委員会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。